

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

法第9条第2項の条例で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長が行う別表第1に掲げる事務
- (2) 教育委員会が行う別表第2に掲げる事務
- (3) 市長又は教育委員会が行う別表第2の第2欄に掲げる事務

第3条第2項中「別表第1の左欄に掲げる機関は、同表の右欄に掲げる」を「市長又は教育委員会は、前項第1号及び第2号に規定する」に改める。

第4条第1項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第1中

「別表第1（第3条関係）」を 「別表第1（第3条関係）」 に、
市長の事務 」

機関	
1 市長	1
2 市長	2
3 市長	3
4 市長	4
5 市長	5
6 市長	6
7 市長	7
8 市長	8
9 市長	9
10 市長	10
11 市長	11

を に改め、

同表 2 の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、同表 1 2 の項及び 1 3 の項を次のように改める。

1 2	心身障害者の保護者に対する扶養共済制度に係る掛金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
1 3	子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 の 1 の項及び 3 の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、同表を別表第 3 とし、同表の前に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 3 条関係）

教育委員会の事務

	事務
1	学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による児童生徒の保護者に対する就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
2	小中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の条例で定める事務を追加する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。